

健康保険組合の被扶養者認定基準

被扶養者として認定されるおもな基準は以下①～④です。
実際は個別の事情もふまえて判断します。

① 日本国内に住所がある

例外として、被保険者の海外赴任に帯同する家族等は被扶養者となることができます。

② 三親等内の親族

被保険者と同居・別居いずれでもよい	被保険者との同居が条件
・ 配偶者（内縁関係でもよい） ・ 子、孫、兄弟姉妹 ・ 父母、祖父母などの直系尊属	・ 配偶者の父母 ・ 内縁関係の配偶者の父母および子 ・ その他左記以外の3親等以内の親族

③ 収入が基準額以下

被扶養者の年齢など	年収	月収換算（参考）
▶ 19歳以上23歳未満（配偶者除く）	150万円未満	125,000円未満
60歳未満	130万円未満	108,334円未満
60歳以上 または 障害者	180万円未満	150,000円未満

▶ 2025年10月新設の区分

④ 被保険者の収入で生計が維持されている

被保険者と被扶養者が同居	被保険者と被扶養者が別居
被扶養者の年収が被保険者の年収の 2分の1未満	被保険者からの送金額が 被扶養者の収入以上

『収入』には以下のものが含まれます

事業収入（農業、林業、商業等継続的に行う事業）、勤労収入（パート、アルバイト含む）、
年金収入、利子収入、不動産の賃料収入、雇用保険の給付金、健康保険の傷病手当金 など